

船橋市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求は、地方自治法施行規則第13条又は第17条の14に規定する様式（以下「請求書」という。）により、船橋市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 前項に規定する請求書の持参を第三者に委任する場合は、監査請求人（以下「請求人」という。）は委任状（第1号様式）を提出しなければならない。

(請求の受付)

第3条 請求人から請求書が提出されたときは、監査委員事務局（以下「事務局」という。）において、請求書の記載事項及び添付書類に形式的な不備がないかを確認するものとする。

2 前項によって確認した結果、形式的な不備があるときは、その場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なものについては、請求書の再提出を求めるものとする。

3 事務局は、請求を受け付けたときは、請求書に収受印を押印する。受付日は、請求書を事務局が収受した日とする。

4 第2項の再提出が行われた場合の受付日は、再提出された請求書を事務局が収受した日とする。

5 事務局は、収受印を押印した請求書の写し（添付資料を除く）1部を請求人に交付するものとする。

(陳述に関する意向の確認)

第4条 請求を受け付けたときは、事務局において請求人に対し、法第242条第7項に規定する陳述に係る意向について陳述等に関する意向確認書（第2号様式）により確認するものとする。

(請求の取下げ)

第5条 請求人は、請求の全部又は一部を取り下げる場合においては、住民監査請求の取り下げ書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 取り下げた請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(議会及び市長への通知)

第6条 監査委員は、請求を受け付けたときは、法第242条第3項の規定により、直ち

に請求書の写しを添付して、議会及び市長に請求書が提出された旨を通知する。

- 2 監査委員は、請求が取り下げられたときは、その旨を議会及び市長に通知する。
(住民であることの確認)

第7条 事務局は、請求を受け付けたときは、請求人が法第242条第1項に規定する住民であることを住民票、登記事項証明書等により確認するものとする。

- 2 事務局は、前項の方法で請求人が住民であることを確認できないときは、請求人に対して、住民であることを証する書類の提出を求めるものとする。
(要件審査等)

第8条 監査委員は、請求が法令に定める要件を満たしているかについて、住民監査請求要件審査表(第4号様式)を用いて審査し、要件を満たしていると認められるときは受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは却下の決定をする。

- 2 監査委員は、受理の決定をしたときは、請求人、議会及び市長並びに監査対象の市長以外の執行機関又は職員に対して、受理した旨を書面により通知する。
- 3 監査委員は、受理の決定をした請求について、必要に応じ、法第242条第4項に規定する停止(以下「暫定的停止」という。)の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、同項の規定により、監査対象の執行機関又は職員(以下「関係執行機関等」という。)に対して、暫定的停止の勧告を行うものとする。
- 4 監査委員は、法第252条の43第1項の規定による個別外部監査契約に基づく監査(以下「個別外部監査」という。)の請求があったときは、同条第2項の規定により、個別外部監査によることが相当であるかを審査し、相当と認めたときは、個別外部監査によることを決定する。

(請求人の証拠の提出及び陳述)

第9条 監査委員は、受理の決定をした請求については、請求人に対して、法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を付与する。

- 2 請求人は、前項に規定する陳述について第三者に委任する場合は、委任状(第1号様式)を提出しなければならない。
- 3 第1項の請求人の陳述に要する時間は、30分以内とする。

(関係執行機関等の陳述)

第10条 監査委員は、法第242条第8項の規定により、関係執行機関等の陳述を聴取するときは、併せて陳述の内容を当該関係執行機関等から書面で徴するものとする。

- 2 請求人は、前項に規定する陳述への立会いについて第三者に委任する場合は、委任状(第1号様式)を提出しなければならない。
- 3 第1項の関係執行機関等の陳述に要する時間は、30分以内とする。

(監査結果の通知等)

第11条 監査委員は、第8条第1項の規定により、不適法な請求として却下の決定をしたときは、その旨を請求人に通知するとともに、議会及び市長に通知する。

2 監査委員は、第8条第3項の規定により、暫定的停止の勧告をしたときは、法第242条第4項の規定により、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、当該勧告の内容を通知するものとする。

(1) 市長に対する暫定的停止の勧告の場合 議会

(2) 市長以外の執行機関又は職員に対する暫定的停止の勧告の場合 議会及び市長

3 監査委員は、第8条第4項の規定により、個別外部監査によることを決定したときは、法第252条の43第2項の規定により、その旨を市長に通知するとともに、請求人に直ちに通知する。

4 監査委員は、第8条第4項の規定により、個別外部監査によることが相当でないと認めたときは、その理由を次項による通知に付するものとする。

5 監査委員は、第8条第1項の規定により、適法な請求として受理を決定したときは、法第242条第5項に定める監査を実施し、同項の規定により、次の区分に従い処理する。

(1) 請求に理由があると認めるとき

ア 期間を示して必要な措置を講ずべきことの議会又は関係執行機関等への勧告

イ 当該勧告の内容の請求人への通知

ウ 当該勧告の内容の公表

(2) 請求に理由がないと認めるとき

ア 理由を付したうえで請求を棄却する旨の請求人への通知

イ 棄却した内容の公表

ウ 棄却した内容の議会及び市長並びに監査対象の市長以外の執行機関又は職員への通知

6 監査委員は、前項第1号の規定により、勧告をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、当該勧告の内容を通知するものとする。

(1) 議会に対する勧告の場合 市長

(2) 市長に対する勧告の場合 議会

(3) 市長以外の執行機関又は職員に対する勧告の場合 議会及び市長

(措置結果に係る通知等)

第12条 監査委員は、前条第5項第1号の規定による勧告を受けた議会又は関係執行機

関等から措置結果に関する通知があったときは、法第242条第9項の規定により、請求人に当該通知に係る事項を通知するとともに、これを公表する。

(共同請求)

第13条 複数の請求人が共同して請求した場合（以下「共同請求の場合」という。）、事務局は、その代表者を定めるよう求めることができる。

2 共同請求の場合においては、請求人に対する通知等は、代表者に対して行うものとする。

(監査結果等の公表の方法)

第14条 監査結果及び措置結果の公表は、船橋市公告式規則の例によるものとし、併せてホームページへの掲載により行うものとする。

2 公表にあたっては、請求人の住所、氏名は省略するものとし、他の個人名及び団体名は記号で表示するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月3日から施行し、改正後の規定は、平成29年6月9日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行する。

委任状

令和 年 月 日付の船橋市職員措置請求書について、以下の事項を下記の者に委任します。

記載例・請求書の提出について

- ・地方自治法第242条第7項の規定による、陳述に関する一切の権限について
- ・地方自治法第242条第8項の規定による、関係職員等の陳述を実施する際の立会いに関する一切の権限について

記

受任者住所 _____

受任者氏名 _____

令和 年 月 日

船橋市監査委員あて

請求人(委任者)住所 _____

請求人(委任者)氏名 _____

陳述等に関する意向確認書

(1)地方自治法第242条第7項の規定により、「監査委員は、請求人に陳述の機会を与えなければならない。」とされていますが、令和 年 月 日付で請求した住民監査請求について、

○陳述の機会の付与を

ア 希望します。 イ 希望しません。

令和 年 月 日

船橋市監査委員あて

住所 _____

氏名 _____

住民監査請求の取り下げ書

令和 年 月 日付で請求した住民監査請求について、

- ☐ 請求の全部を取り下げします。
- ☐ 請求の一部を下記内容のとおり取り下げします。

記

令和 年 月 日

船橋市監査委員あて

請求人住所

請求人氏名

第 4 号様式

住民監査請求の要件審査

住民監査請求要件審査表

(令和 年 月 日收受ー を求める請求)

住 民 監 査 請 求 の 要 件			適○・否×				
形式 審 査	1 請 求 書（補正可）	・請求書は施行規則第 1 3 条の様式となっているか。					
	2 氏名の自署（補正可）	・氏名は自署されているか。					
	3 事実証明書（補正可）	・違法又は不当な事実を証する書面が添付されているか。					
実 質 審 査	4 請 求 人 （住民でないもの等は 却下）	・当該地方公共団体の住民であるか。					
	5 職員の指定（補正可）	・地方公共団体の長・委員会・当該団体の職員であるか。					
	6 請求の対象となってい る行為は違法若しくは不 当な特定の行為又は怠る 事実に係るものであるか （ア～ウのいずれかが 欠けるときは却下）	ア 財務会計上の行為であるか		関 係 法 令	①公金の支出		
					②財産の取得、管理、処分		
					③契約の締結、履行		
					④債務その他の義務の負担		
					⑤公金の賦課、徴収を怠る事実		
					⑥財産の管理を怠る事実		
		イ 請求の対象を特定できる程度の具体性があるか					
	ウ 違法・不当とする理由、あるいは怠る事実の記載が あるか						
7 損害発生の可能性 （損害が発生しない場合は 却下）	・職員行為の結果としての損害の発生又はその恐れ						
8 必要な措置（補正可）	・いかなる措置を講ずるよう求めるのか。少なくとも当該 行為の防止、是正、損害補てんのいずれの措置を求めている かが明記されていなければならない。						
9 請求期間 （正当な理由がある場合は 補正可）	※ 6 の右欄「関係法令」を参照 ・当該行為の①～④は、あった日又は終わった日から 1 年 以内。正当な理由があれば 1 年以上も可。ただし当該怠る 事実の⑤⑥については期間の制限はない。						